

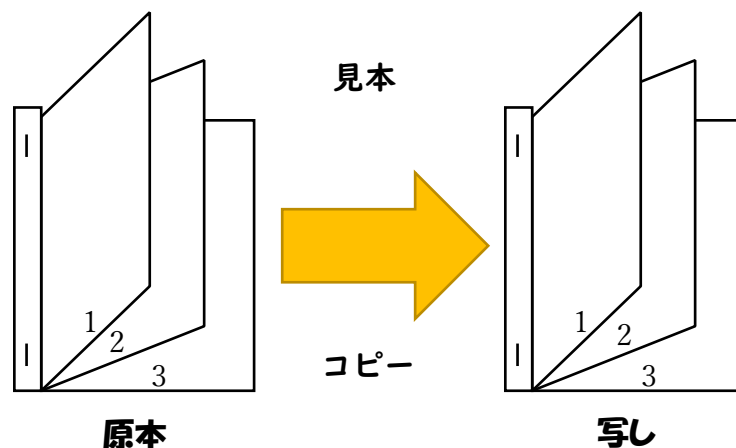
【説明】戸籍謄本等のコピーの提出等について

千葉家庭裁判所本庁・支部・出張所

- 1 (1) 家事調停事件及び家事審判事件に必要な戸籍謄本等（戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍附票、住民票の写し等のことをいいます。）については、原本に代えてコピー（写し）を提出することができます（人事訴訟事件においては、戸籍謄本等の原本の提出が必要です。）。
- (2) 戸籍謄本等を提出する場合に、原本を手元に置いておく必要がある方は、できる限り、原本ではなくコピー（写し）を提出してください。
- (3) 戸籍謄本等につき原本に代えてコピーを提出した場合に、審理の必要上、別途、原本の提出を求められることがあります。裁判所の事件が終了するまで、手元に原本の保管をお願いします。
- 2 戸籍謄本等のコピーのとり方については、次のとおり行ってください。

なお、コピーのとり方が適切でない場合には、審理の必要上、別途、適切なコピーの提出や原本の提出を求められることがあります。

 - (1) 原本のすべてのページをコピーすること
古い戸籍に掛紙（短冊状の紙）がついているときは、掛紙をおろした状態のコピーと掛紙をめくった状態のコピーをそれぞれとること
 - (2) ステープラー（ホッチキス等）を外さずにコピーすること
 - (3) コピー機でコピーすること
写真撮影して印刷したものは不可
 - (4) A4判用紙にコピーすること
原本がA4判より小さいときも、拡大せず、等倍のままA4判の用紙にコピーすること
 - (5) コピーは鮮明に（薄くて見えないことがないように）、欠けがないようにとること
 - (6) 原本と同じ順番に重ねて、ステープラー（ホッチキス等）でとじること



相続放棄、遺言書検認、遺産分割など相続に係る家事事件では、戸籍謄本等に代えて、法定相続情報一覧図を利用することができます（ただし、審理の必要上、別途、戸籍謄本等その他の資料の提出を求められることがあります。）。法定相続情報一覧図を利用した申立てをお考えの場合は「法定相続情報証明制度」について法務局ホームページをご覧ください。



←「法定相続情報証明制度」について：法務局ホームページ
への二次元コードはこちら